

令和8年度（2026年度）実施



姫路市職員採用試験（アルムナイ採用）案内

姫路市人事課

【実施概要】

第1次試験日	申込受付期間	募集する職種
随 時	随 時	行政職の全職種

【本試験（アルムナイ採用）の特色】

- ☆ 過去に姫路市職員として一定期間勤務した後、育児・介護・修学・転職などさまざまな事情により本市を退職した元正規職員を対象に、面接試験及び在籍時の勤務成績により採用選考を行います。
- ☆ 随時申込みを受け付けていますので、受験者の事情に合わせたタイミングでの受験が可能です。
- ☆ 採用日は原則として、令和8年10月1日又は令和9年4月1日とします。

【姫路市の求める職員像】

- ☆ 現状に満足せず、常に前向きな、意欲・情熱のある職員
- ☆ 市民との関わりを大切にし、地域に根差した、人間性豊かな職員
- ☆ 従来のやり方にとらわれずに、柔軟かつ的確な対応ができる、創造性あふれる職員

【問合せ先】

姫路市人事課人事担当

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2172（直通）

FAX 079-221-2123

受験手続その他受験に関する情報提供については、次の各ページをご覧ください。

姫路市職員採用ホームページ

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000001175.html>

姫路市職員採用 X @himeji_saiyou



【採用職種、採用予定人数及び受験資格】

採用職種	採用予定人数	受験資格要件
行政職の 全職種	若干名	育児・介護・修学・転職などさまざまな事情により、本市職員を退職した人で、次の①～③までの要件をすべて満たす人 ① 昭和51年（1976年）4月2日以降に生まれた人 ② 本市の正規職員としての勤務年数を5年以上（休職期間を除く）有する人 ③ 採用予定日時点で、退職日の翌日から起算して10年を経過していない人
※ 採用予定人数の若干名とは1～2名を意味します。ただし、退職者等の状況によって、予定人数を超えて採用する場合があります。 ※ 在籍時と同一職種への応募ができるものとし、在籍時と同一職種での採用となります。職種等の取扱いに疑義がある場合はお問い合わせください。 ※ 同年度内において、姫路市職員採用試験（アルムナイ採用）募集への応募は1回とします。 ※ 採用予定人数に達し次第、年度途中でも募集を終了する可能性があります。		

次のいずれか（地方公務員法第16条各号の欠格条項）に該当する人は、受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

【申込方法等】

必ずインターネット経由で申し込んでください。スマートフォンからも申込みができます。

インターネット申込みが困難な方は、姫路市人事課人事担当（電話番号 079-221-2172）までご連絡ください。

申込方法	パソコン、又はスマートフォンなどで、姫路市ホームページの「採用試験のご案内一覧」のページにアクセスして、画面の指示に従って申し込んでください。 姫路市職員採用ホームページ https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000001175.html 
申込期間等	随時 ・ インターネット申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。 ・ 申込みに使用されるパソコン等や通信回線上の障害等に起因するトラブルに関しては、一切責任を負いません。
受験票について	受付完了後、市の指定する方法に従い受験票を印刷してください。
その他	緊急のお知らせは、姫路市職員採用ホームページへの掲載や申込の際に使用する「職員採用試験申込システム」からのメール通知により行いますので、適宜確認してください。

【試験の概要】

日時	申込受付完了後、個別に調整の上実施します。
会場	姫路市役所北別館（姫路市安田四丁目1番地）
内容	・ 個別面接 ・ 在籍時の勤務成績による審査 ※ 退職前在籍3年度分の人事評価結果等を踏まえ、職務遂行に必要な適応能力及び職務に対する適性等を判定します。
結果	個別に通知します。

【合格から採用まで】

合格者は、採用前に身体検査等を行い、採用者として決定します。

採用予定日は、原則として令和8年10月1日又は令和9年4月1日とします。

保育士の合格者については、合格後から採用までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。確認の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、合格を取り消します。

【注意事項】

受験申込書の記載事項に不正があることが判明した場合、資格又は免許を必要とする職の免許等が所定の日までに確認できない場合、職務経験年数が不足する場合及び職務経験年数の確認が取れない場合は、合格を取り消します。また、採用後に不正が判明した場合は、懲戒免職とします。

【勤務条件】

給料・手当等	① 給料 本市退職時の職務の級及び号給を基本に、退職後の職歴などの経歴を考慮して決定します。 ② 各種手当 給料月額のほか、家族構成や居住の状況等に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当や、期末・勤勉手当等が支給されます。 ※ 期末・勤勉手当については、年間4.65月分（令和8年度）を予定しています。ただし、採用初年度は在職期間に応じて減額されます。 ③ 昇任制度 ・ 採用時の職位（身分）は原則として、退職時の職位とします。 採用後の昇任試験・選考における在職期間の計算にあたっては、原則として姫路市職員であった際の身分及び在職期間に加え、民間企業等における職務経験年数を通算します。
勤務時間及び休日・休暇等（勤務所属によって異なる場合あり）	① 標準的な勤務時間 ・ 午前8時35分から午後5時20分まで（1時間の休憩時間を含む。） ・ 「時差勤務制度」や「在宅勤務制度」を導入済 ② 休日 ・ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日） ③ 休暇 ・ 年次有給休暇は、毎年1月1日に年間20日付与（ただし、採用の年は採用月により付与日数が変わります。） ・ 夏季休暇（5日間）、結婚休暇、出生サポート休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、介護休暇、忌引休暇等の各種特別休暇も充実 ④ 育児休業等 ・ 3歳に満たない子を養育する職員（男女問わず）が対象 ・ 対象となる子が3歳に達する日（誕生日の前日）までで、出産した女性職員は産後休暇が終了した翌日から、男性職員は子が生まれた日から取得が可能 ・ 対象となる子が小学校に就学するまで（育児に係る部分休業）及び小学校3年生に達した年度まで（子育て部分休業）の間、1日2時間の範囲内で休業可
健康管理	・ 定期健康診断や健康相談（心身の不調についての相談）、メンタルヘルス対策など、心身ともに健康な状態で働けるよう、職員の健康管理に関する事業を実施
共済制度	・ 兵庫県市町村職員共済組合に加入 ※ 共済組合では、職員や家族の福祉の増進を図るため、病気や休養の際の給付事業や、年金事業、人間ドック等の受診費助成などの健康の保持増進事業を実施
互助会制度	・ 永年勤続職員に対するリフレッシュ事業や、結婚祝金や出産祝金等の各種給付事業、保険事業を実施 ・ 宿泊施設やレジャー施設等を割引料金で利用できる福利厚生代行サービスも導入